

文化の森施設を活用した教育活動応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 徳島県立二十一世紀館すだちくん森のシアター（以下、「施設」という。）の利用申請期限を経過した未利用日を有効活用し、徳島県内の学校等が実施する活動の場として貸出しすることにより、児童・生徒・学生の学びや文化・芸術活動の支援とともに施設の利活用を推進する。

(対象施設及び利用可能日時)

第2条 施設は及び付随する控室、椅子、長机を利用することができる。（施設概要は、別図参照）利用可能日時は、土曜日・日曜日・祝日（年末年始は除く。）の9時30分から17時までとする。ただし、貸し館利用日及び主催事業日は除く。

(利用対象)

第3条 この事業を活用することができるものは、県内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校とする。

(利用内容)

第4条 利用は、学級や学校などの集団を単位とした、園長・校長・学長が認める教育活動とする。

(1) 特別活動

- ① 学級活動
- ② 児童会・生徒会活動
- ③ クラブ活動、サークル活動
- ④ 学校行事

(2) 部活動

(3) 学習活動

(4) その他二十一世紀館長（以下、「館長」という。）が認めるもの

(利用の申請)

第5条 利用を申請する場合は、インターネットの徳島県施設予約システムや二十一世紀館に電話等で空き状況を確認の上、利用希望日の1か月前の翌日から10日前までに「教育活動応援事業申請フォーム」より申し込む（先着順）。館長は、内容確認の上、利用許可書を発行する。

(利用料)

第6条 利用料の全部を減免とする。

(遵守事項)

第7条 利用に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。館長は、当該事項を遵守しな

いときは、施設の利用許可の取消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 教員等学校関係者の引率があること。(大学生は除く。)
- (2) 許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。
- (3) 施設や備品を汚損、毀損、又は亡失しないこと。
- (4) 火気の使用及び喫煙の禁止。
- (5) 飲食の禁止。ただし、熱中症対策のための水分補給は認める。
- (6) 利用終了後は、速やかに現状に回復すること。

(使用者の責任)

第8条 利用者は、施設等を汚損、毀損、又は亡失したときは、速やかに二十一世紀館にその旨を届け出なければならない。

2 前項の場合において、利用者は故意または過失により施設等を汚損、毀損、又は亡失したときは弁償の義務が生じる。

3 火災・盗難・停電・その他の事故により利用者又は持ち込み品等に損害が生じたときは、二十一世紀館に重大な過失がない限り責任を負わない。

(その他)

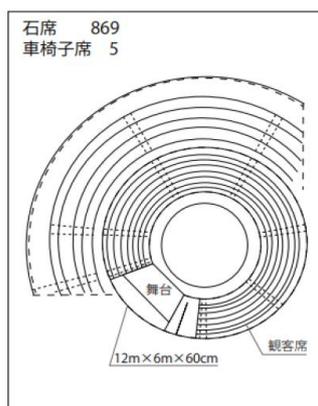
第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図

すだちくん森のシアター



広さ	1,850㎡
椅子	120
長机	3



全体図

舞台正面